

第6回西和賀町議会定例会

令和5年12月15日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

日程第1、議案第13号 令和5年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいま上程になりました議案第13号 令和5年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和5年度の会計が第3四半期を経過しようとしており、事業完了並びに事業精算に向け過不足の予算調製を行うとともに、国の総合経済対策に伴う関係予算など年度内で実施する新たな行政施策、需要等について予算を調製しようとするものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,606万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億6,080万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、債務負担行為の補正については、第2表、債務負担行為補正のとおり、1事業で限度額1億1,400万円を追加し、1事業の限度額を28万1,000円に変更するものです。

第3条、地方債の補正については、第3表、地方債補正のとおり、5事業の限度額をそれぞれ変更するものです。

主な補正の内容は、4月1日付で実施した人事異動並びに人事院勧告に伴う給与費の調整のほか、介護事業所等物価高騰対策支援事業1,300万円、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業6,288万8,000円、中小企業者等事業継続緊急支援給付金1,192万5,000円、道路除雪総務費2,151万1,000円、道路除雪車両管理費2,304万円、学生寮整備費補助金1,000万円、公共土木施設災害復旧補助事業5,400万円などを増額するものです。

詳細については担当課から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。14ページからになります。まず、歳出全般にわたる職員人件費ですが、4月1日付の職員の人事異動に伴う調整並びに人事院勧告に基づく特別職、職員及び会計年度任用職員の給与費の補正を行うものです。

それでは、主な補正の内容について説明いたします。16ページを御覧ください。2款1項5目財産管理費、17ページ、湯田庁舎等管理費

158万4,000円の増額の主な内容は、電気料金高騰に伴い需用費、光熱水費126万2,000円を増額するものです。6目企画費、地域おこし協力隊招聘事業、18ページ、12節委託料、地域おこし協力隊募集業務委託料262万5,000円の増額は、地域おこし協力隊の募集企画、募集PR、説明会の開催等、募集業務に関する専門的スキルを有し、かつ他自治体において募集業務受託実績のある事業者募集業務を委託することにより、町が必要とする地域おこし協力隊員の確保を図ろうとするものです。地域ブランド推進事業517万2,000円の増額は、当初農山漁村振興交付金を財源として事業を進めることとしていましたが、補助採択とならなかったことから、財源を企業版ふるさと納税に振り替えるとともに、事業内容の再検討を行った結果、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費に計上していた予算を雪を活用した商品開発・情報発信業務委託料に組み替え、また新たに首都圏関係人口拡大事業に取り組むものです。

20ページを御覧ください。3項1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務費832万2,000円の増額の主な内容は、戸籍法及び住民基本台帳法等の一部改正に伴い、戸籍への振り仮名表記、戸籍付票への振り仮名・旧氏の表記、マイナンバーカードへの氏名ローマ字表記に対応するための戸籍付票システム等の改修業務委託料であります。

21ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費、22ページ、介護事業所等物価高騰対策支援事業1,300万円の増額は、国の総合経済対策として、エネルギー・食料品等の物価高騰により事業運営等に影響を受ける介護事業所等に対する支援給付金であります。住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業6,288万8,000円の増額は、国の総合経済対策として、物価高騰に直面し、特に影響を受ける住民税非課税世帯への負担軽減を図るため、臨時的措置として、住民税非課税世帯に対

し1世帯当たり7万円の支給、加えて県及び町の単独事業として、原油価格・物価高騰助成分1世帯当たり7,000円の支給、合わせて住民税非課税世帯1世帯当たり7万7,000円を支給するための給付金及び事務費であります。23ページ、2目高齢者福祉費、老人医療費給付事業260万円の増額、3目障害者福祉費、結核療養者及び精神障害者医療費助成事業100万円の増額及び24ページ、2項3目母子福祉費、子ども医療費給付事業120万円の増額は、それぞれ医療費給付費に不足が見込まれることから補正するものです。

27ページを御覧ください。4款2項1目ごみ処理費、ごみ処理事業110万円の増額は、じんかい車等の修繕料であります。2目し尿処理費、し尿処理総務費441万6,000円の減額は、北上地区広域行政組合分賦金であります。

28ページを御覧ください。6款1項3目農業振興費、(株)山の幸運営事業については、畜産等廃棄物処理事業費補助金221万6,000円を増額するものです。29ページを御覧ください。4目畜産業費、堆肥センター管理費120万円の増額は、堆肥センターで使用している車両3台の車検に係る修繕料であります。5目農地費、県営水利施設等保全高度化事業(下前地区)175万円の増額及び県営経営体育成基盤整備事業(川舟地区)1,140万円の増額は、国の総合経済対策に対応し、県営事業費が増額となったことに伴う負担金の増額であります。

31ページを御覧ください。7款1項2目商工振興費臨時事業、18節負担金、補助及び交付金、中小企業者等事業継続緊急支援給付金1,192万5,000円の増額は、国の総合経済対策としてエネルギー・食料品等の物価高騰により事業経営等に影響を受ける中小企業者等に対する支援給付金であります。

32ページを御覧ください。8款2項2目道路維持費、33ページ、道路防災対策事業100万円の増額は、町道下前小繋沢線のり面対策工事費

の増額及び立木移転補償費の減額によるものです。3目道路除雪費、道路除雪総務費2,151万1,000円の増額の主な内容は、除雪運転手等の給料及び時間外勤務手当等を補正するものです。道路除雪車両管理費2,304万円の増額は、除雪車両に係る消耗品及び燃料費を見込むものです。34ページを御覧ください。流雪溝施設整備事業198万円の増額は、流雪溝等電気料、流雪溝施設の清掃等のための重機借上料の増額及び川尻・湯本流雪溝施設の機器交換工事を行うものです。町道鍵沢線防雪柵設置事業149万7,000円の減額は、工事完了に伴い事業費が確定したことにより減額するものです。

3項1目河川費、河川維持管理費250万円の増額は、7月の大雨等による被災箇所が多かった河川について河道掘削等の修繕を行い、災害の未然防止を図るものです。

35ページを御覧ください。5項1目住宅管理費、住宅維持管理費、10節需用費、修繕料160万円の増額は、町営住宅の退去等に伴う住宅修繕料であります。

10款1項2目事務局費、36ページ、車両等管理費441万6,000円の増額は、経年劣化等により使用が困難となったワンボックスタイプのスクールバス1台を更新するものです。37ページを御覧ください。西和賀高校魅力化支援事業、18節負担金、補助及び交付金、学生寮整備費補助金1,000万円の増額は、町外及び県外からの西和賀高校への入学者及び学生寮利用の生徒の増が見込まれることから、新たに学生寮として提供、運用するために事業者が行う施設整備に対する補助金であります。

39ページを御覧ください。3項1目学校管理費、40ページ、中学校施設管理費、10節需用費、修繕料171万9,000円の増額は、湯田中学校と沢内中学校の防火扉及び消防設備の修繕を行うものです。

42ページを御覧ください。5項2目体育施設費、43ページ、湯田スキー場管理運営費、12節

ペアリフトエリア危険支障木伐採業務委託料187万円の増額は、倒木等の危険度の高い支障木を伐採し、ペアリフトの安全運行を図るものです。44ページ、14節工事請負費290万1,000円の増額は、湯田スキー場ペアリフト点検の結果、一部の索輪が経年劣化などにより不良の状態であることが確認され、交換する必要があることから、湯田スキー場ペアリフト索輪交換工事を行うものです。3目学校給食費、45ページ、総合給食センター管理運営費、10節需用費、光熱水費346万円の増額は、電気料金高騰に伴い電気料に不足が見込まれることから補正するものです。

11款2項1目現年発生災害復旧費、公共土木施設災害復旧補助事業については、7月14日から19日にかけての大雨により被災し、災害査定を終えた道路施設4件、河川施設4件の災害復旧に係る工事請負費5,400万円を増額するものです。

次に、歳入についてですが、11ページを御覧ください。12款1項1目地方交付税5,752万4,000円の増額は、補正予算の財源として普通交付税を充てるものです。

16款1項3目災害復旧費国庫負担金については、公共土木施設災害復旧補助事業の財源として公共土木施設災害復旧費負担金3,014万7,000円を見込むものです。

2項1目1節総務管理費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,544万3,000円の増額は、介護事業所等物価高騰対策支援事業、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業及び中小企業者等事業継続緊急支援給付金の財源として充てるものです。2節戸籍住民基本台帳費補助金、社会保障・税番号システム整備事業費1,372万4,000円の増額は、戸籍法及び住民基本台帳法等の一部改正に伴う戸籍付票システム等の改修に要する費用の財源として見込むものです。12ページを御覧ください。6目農林水産業費国庫補

助金、農山漁村振興交付金1,000万円の減額は、当初歳出の2款1項6目企画費、地域ブランド推進事業の財源として見込んでおりましたが、補助採択とならなかったことから減額するものです。

17款2項2目1節社会福祉費補助金、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費245万円の増額は、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業のうち、県が助成する原油価格・物価高騰助成分に係る給付金の財源として充てるものです。

19款1項1目2節ふるさと納税1,500万円の増額は、企業版ふるさと納税としてご寄附をいただきましたので、一般寄附金として受け入れ、地域ブランド推進事業の財源とするものです。

20款1項1目基金繰入金、まちづくり振興基金1,000万円の増額は、学生寮整備費補助金の財源として繰り入れるものです。

21款1項1目繰越金4,410万4,000円の増額は、補正予算の財源として充てるものです。

13ページを御覧ください。23款1項2目農林水産業債は、国の総合経済対策に伴い県営事業負担金が増額となったことから、2事業合わせて1,150万円の増額をするものです。4目土木債は、道路防災対策事業ほか2事業で50万円を減額するものです。6目災害復旧債は、公共土木施設災害復旧補助事業の財源として1,510万円を増額するものです。

6ページに戻っていただき、第2表、債務負担行為補正です。町民バス運行管理業務委託料、限度額1億1,400万円を追加し、令和5年度農業近代化資金融資に伴う利子補給事業の限度額を28万1,000円に変更するものです。

次に、7ページ、第3表、地方債補正です。変更については、事業費の増減があったことから、5事業の限度額をそれぞれ変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 4点ほどお願いします。

18ページ、地域おこし協力隊募集業務委託料262万5,000円ということで、町の事業ですから、年度内この業務を委託したと思うのですが、この委託先についてはどのように、地域おこし協力隊の募集についてどのような実績があるようなところに委託したのか、その内容についてお知らせ願います。

続きまして、33ページですか、道路除雪の給与ということでしたけれども、今年度から委託の範囲が広がったと思います。委託費でなく、町の除雪運転手について委託が広がった分、除雪運転手町で抱える分というか払う分は少なくなったと思うのですが、その中での増額ということについて、内容について伺いたいと思います。

続きまして、37ページですか、学生寮の整備の補助について1,000万円、以前も男子寮整備ということで1,000万円補助されたと思います。増える可能性ということのようなお話でした。今まで整備されたところにさらに拡張するという内容なのか、男子寮、女子寮、一応まずそろったという説明でしたので、どのようなところにどのような補助になるのかという点です。

4つ目が40ページの中学校の施設整備ということで、修繕費が出ています。修繕の内容について、沢内中学校の第一体育館の屋根がちょうどトレーニングセンターのほうが高く、下りていくときにちょうど中学校の体育館の屋根が見えるのですが、色的にもう多分これから降雪時期、雪がほとんど滑れないだろうなというような状態になっていますので、この修繕

の中に入っているのかどうか。この4点についてお伺いいたします。

議長　　ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理　では、私のほうから18ページ、地域おこし協力隊募集業務委託料のご質問についてお答えをいたします。

今定例会初日の唐仁原議員への答弁でも触れてございますが、地域おこし協力隊の募集に係る発信力が今まで弱かったというところではなかなか応募者の確保につながらないことから、ノウハウを有し、かつ一定の実績を上げている県内の団体に募集業務を委託しようとするものとなっています。

業務の内容としては、募集業務全般にわたります企画からコンサルティング、そして広報からプロモーション、それから首都圏などで行われるイベントへの出展といったことを予定してございます。

どのような実績を持っているところかというところですが、県であったりほかの他の市町村でのそういった移住関係、それから協力隊の募集の業務を受託して実績を上げております。一つの例として、一関市さんで十数名の大人数の協力隊の募集業務を受託されて、半分以上の今応募を受けているというところでは、一応そういったところで町のほうでも現在今年度の募集中で観光のほうで2名、それから産業で1名、3名の応募と来年度については14名の募集を計画しているところですので、何とか募集定員に対して2倍から3倍ぐらいの問合せをいただくような流れに持って行って、その中からマッチングをしていただいて着任を目指したいとするものになります。

以上です。

議長　　建設課長。

建設課長兼上下水道課長　それでは、除雪関連について私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

ページ数33ページの8款2項3目道路除雪費

についてでございます。ご質問につきましては、除雪運転手等の給与または時間外手当と併せてということで、委託事業が増えている関係からといったことでございます。

道路除雪費の賃金等に関しましては、例年除雪作業員の募集を開始し、確定した後の12月に大体差額分といえましょうか、不足分について予算措置をさせていただいているところではございまして、当初予算で全てつけているというような状況をご決定いただいているというような状況ではございません。例年のこととして、12月定例会において不足部分を見込んだ上で、当然気象状況等も明らかになってきますので、そういった部分で不足分を計上し、お認めいただきたいということで提案をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

議長　　学務課長。

学務課長　それでは、37ページ、学生寮整備費補助金についてお答えいたします。

西和賀高校の来年度入学生について、町外、そして県外にも広く募集を行っているところですが、現時点のあくまでも見込みではありますが、学生寮を利用したいという方が多い状況にあります。希望している生徒数を踏まえると、現在の2つの施設だけでは対応が厳しいと想定されること、また来年度以降の県外募集等の展開を考慮すると、新たな学生寮整備が必要な状況にあります。

つきましては、昨年度同様、学生寮運営をしていただける事業者への施設整備費補助金を予算化し、学生寮を1施設増やすことで対応したいと考えております。急ぎの対応にはなりませんけれども、この補助金を予算化できた場合、学生寮整備をしてもよい意向を示している事業者はある状況です。この対応をしてもよい意向を示している事業者には現在も学生寮を運営していただいておりますし、湯本地区内の旧温泉施設を改修しての対応を見込んでいるところです。

改修費は2,000万以上を見込んでおりまして、補助金交付要綱では補助率2分の1、限度額1,000万円となっておりますので、今回は限度額の1,000万円の予算計上をさせていただいているところです。

県外募集の希望者も複数名おりますし、北上地区の入学希望者もこれまで以上にJR北上線から遠い中学校からの希望も多く、学生寮利用の意向を示している方々が増えております。これも進学実績や個別指導のよさ、そして地域の皆さんの協力があり、生徒による商品開発や今年度実施できたリンドウの収穫体験など、地域特性を生かした体験型の学びを展開できている魅力などへの理解が深まってきていると感じているところです。皆様のご協力のおかげです。

現在町外の女子3名、男子3名、計6名が学生寮を利用しております。現在の施設では、女子、男子ともに7名ずつ程度、計14人程度は対応できますが、現在来年度の学生寮希望者はこれに近い、もしくは超える希望者があることから、来年度以降の生徒募集も踏まえ、新たに学生寮施設1施設を増やして対応したいという考えであります。よろしくお願いいたします。

続いて、40ページ、中学校施設管理費の修繕の内容についてお答えさせていただきます。消防設備点検結果に基づきまして、施設改修費の補正をさせていただくものとなります。

内容は、沢内中学校、湯田中学校ともにですが、防火扉について閉まる速度が遅い、速いという不具合が生じておりまして、やはり劣化の部分があるかと思いますので、器具の交換をさせていただく部分と調整等もありますけれども、その修繕費用ということ。あと、体育館内の煙探知機の不具合があるということで、足場を設置して交換を行いたいということになります。

そして、質問のありました沢内中学校の第一体育館の屋根改修についてですけれども、ご指摘のとおり、さび等も広がっておりまして、課

題であると認識しているところです。担当課としても、改修費用の見積り作業等はして、費用等の積算はしている状況です。ですけれども、他施設等の修繕等もありますので、優先度を考えてになります、対応は。ですので、引き続き財政課のほうと協議を進めてまいりたいと思っていますところ。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 除雪の運転手については分かりました。

地域おこし協力隊については、募集業務ということだったのですけれども、来てからのフォローも含めてのお願いになるのかという点。

あと、学生寮については、今まで男子寮、女子寮でした。生徒が県外から問合せ、町外からの問合せが増えているというのは非常にいいことですし、基本的には非常にいいことだと思います。男子寮、女子寮ということで今まで2つの施設あったのですけれども、今度の施設は、その中で増えている中で男子、女子どちらになるのか、それとも男子、女子両方入れる場合、これからになるかもしれないのですけれども、セキュリティ一面とかは考慮されているのかという点をお聞きします。

中学校修繕については、確かに分かりました。防火扉については、私多分以前質問した部分が修繕になるということで、それはよかったと思うのですけれども、今財政の話もあったのですけれども、普通屋根、さっき言ったとおり雪が滑れない状態ですと、例えば雨漏りとか、逆に放置していくことによって修繕費がかさむというようなこともあると思いますので、その辺を考慮しながら、いつの時点でやっぱり修繕するということは考えていただきたいなと思います。

地域おこし協力隊と寮について、2点についてお願いいたします。

議長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理 それでは、18ページ、地域おこし協力隊募集業務委託料の追加のご質問

についてお答えさせていただきます。

着任後のフォローも入るのかというところですが、今回は来年度募集に向けてというところで主な内容になっておりましたので、今回はフォローの部分は来年度以降に検討させていただくことというところで、今回は入っていないという状況になります。

ただ、国のほうでも地域おこし協力隊招聘事業についてこの後拡大をして、さらに受入れ環境の体制についてもしっかりとするようにという要請もありますし、また交付税措置もございまして、今後も国の支援などをいただきながら、よりよい受入れ環境を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 学務課長。

学務課長 学生寮についてお答えいたします。

まだ確定はしておりませんが、現時点としては、女子のほう希望されている方が多い状況にあります。ですので、3施設になった場合、2施設が女子、男子が1施設という形で考えているところです。

そして、当然セキュリティの部分は大切なところですので、そこは運営していただける事業者さんに対応をしっかりとまいりたいと考えているところです。

議長 真嶋実君。

2番 3点お伺いします。

まず最初は、18ページの2款1項6目、これは歳入等のほうは中止になるとすれば、歳入のほうになりますけれども、地域ブランドの事業について、補助事業を当初見込んでいたものが不採択になったということですので、歳入の予定は1,000万ということで、かなり大きな金額になりますけれども、これについてはこういう予算とのそごが生まれることはしばしばあり得ることなのかということと、不採択になった原因というものはどういうことなのかということをお伺いします。

2番目が20ページですか、2款3項1目戸籍住民基本台帳の関係ですが、この事業については基本システムの改修委託料という形だと思いますけれども、戸籍等の振り仮名をつけるというようなことが入っているようですが、実際の入力作業というものは今回の補正の中に含まれているのか、あるいは年度を越したりする、いつこの作業が実際行われるのか。そして、その場合入力作業については、もしこの予算の中に入っていないとすれば、国からの交付等々の負担がそれに伴ってあるのかということについてお伺いします。

続けて、3点目です。22ページ、3款1項1目社会福祉総務費です。今回物価高騰対策の支給、給付金ということで、それなりの大きな金額になりますけれども、システム改修というものも含まれております。今、年末の業務多忙と思われるけれども、実際の支給時期はいつになる予定でしょうか。

先日の共同通信の調査では、大都市ということもあるのかもしれませんが、年内困難というところが62%というような数字も上がっておりますけれども、その様子をお伺いします。

議長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理 それでは、私のほうからは18ページ、地域ブランド推進事業のご質問についてお答えをさせていただきます。

この事業につきましては、当初山振交付金を財源を見込んで補正予算を確保していたところでございましたけれども、おっしゃるとおり事業不採択となってしまったことから今回財源を企業版ふるさと納税に振り替えるもので、併せてこのことによって、いろいろ事業費の精査をしまして組替えを行っているところです。

事業が不採択となった理由というところですが、今回申請をしていた山村振興の交付金のテーマとしては大きなところが、商品開発というところが大きな主眼となっております、

今回地域ブランドのほうでは当然商品開発も行うわけですが、こちらとしては関係人口の拡大といった視点が中心となっていることから、交付金事業とはちょっと方向性が合わなかったということで不採択になったと判断しております。

以上です。

議長 町民課長。

町民課長 2 款 3 項 1 目の戸籍関係の改修についてお答えいたしたいと思います。

戸籍付票システム等のシステム改修におきまして、振り仮名の仮名氏名であったりとか、旧氏の振り仮名の記載の登録であったりということですが、改修はこれからになります。基本的に法改正に伴う改修ですので、10分の10の財源を予定しているものですが、一式ということで委託するものですので、歳入のほうの変更も改修金額に変更がない限り、このままいく予定でございます。繰越しの予定もないので、今年度中に完了するという予定としております。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 補正予算書の22ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業についてお答えいたします。

今回非課税世帯への対象の支給時期ということでのお尋ねだったと思いますが、そちらにつきましては今議会で可決後、金融機関との契約行為、それからシステム改修の契約行為をしまして、12月1日現在での非課税世帯を再度確認、対象者のほうをリストアップさせていただきます。そちらの方々に対して申請書のほうをこちらのほうから送付いたしまして、申請者の方々から確認書のほうを提出いただきまして、そちらの内容を審査させていただいてからの支給という形になります。

アンケートのほうにもあるように、年内は難しいというようなお話があるように、西和賀町

のほうでも年内の支給はちょっと難しいかなというところで現在のところ捉えているところです。できれば1月中には支給できるような形で、早期に対応していきたいと考えているところです。

議長 真嶋実君。

2 番 まず、1 点目の質問については、理由のほうは了解いたしました。こういう事案がしばしば起こり得るのかという部分について先ほど回答がなかったようですが、ないとは言えないというのはそのとおりだと思いますけれども、過去の事例から見て、こういうことがどの程度起こっているのかなということをまず基礎として知りたいと思います。

それから、2 番目については確認ですが、改修委託料一式ということの中には当然入力作業も入っているということ、それが基本は年度内という考え方ということかを確認です。

3 番目についてはちょっと予想外でして、まず全国のアンケートで困難が62%という主な原因は、私は人口規模の問題なのかなと勝手に推測していたものですから、予想外だったのですが、対象はやはりかなり緊急性もある事案だと思いますので、ご苦労かと思いますが、できるだけ早くできるようにお願いしたいと思います。

加えて質問になりますけれども、県と町の単独事業として7,000円というのがありますけれども、これについて町自体が主体として負担する部分が幾らになるかをお伺いします。

議長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理 では、18ページの地域ブランド推進事業における交付金事業の不採択の関係についてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃったとおり、ないことはないということではありましたが、やっぱりこちらのほうでも財源の見通しをしっかりと立てた上で予算確保すべきだなと反省はしております。

また、山振の交付金につきましては、過去にも採択をいただいて実施した実績がありましたけれども、今回は市町村での応募で採択となったところがなかったと、市町村以外のところが事業主体のところが優先されたような流れもあったりというところで、ちょっとこちらのほうでもしっかりとその辺の流れを読んでやるべきだなと思ったのですが、今後そのようなことがないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

議長 町民課長。

町民課長 戸籍関係の質問についてですけれども、登録作業についても含めての一式ということでございますので、それと今年度中に完了を目指してやっているところでございます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 県と町との単独事業につきましての町としての主体とする負担についてお答えいたします。

県が実施する生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助金の制度につきましては、対象者を生活困窮者ということに捉えておりまして、高齢者世帯、それから障害者世帯、独り親世帯、そしてその方々であって非課税世帯の方という形になっておりますので、対象者がまず限られているというところになります。そちらの対象者の方々に対して、県では市町村が7,000円負担した場合は2分の1相当を負担するということになっておりますので、町としましては非課税世帯の方々全員にまず7,000円負担を考えておりますので、今お話しした高齢者、障害者、それから独り親世帯以外の非課税世帯の分につきましては7,000円を全額町で負担する予定としております。この3世帯のそれぞれの方々に対しては県から3,500円補助があるというような形になっております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第13号 令和5年度西和賀町一般会計補正予算(第6号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第2、議案第14号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第14号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,412万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,578万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

7ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費48万円の増額、2項1目賦課徴収費23万

4,000円のうち2節給料、3節職員手当等、4節共済費、5款1項1目特定健康診査等事業費3,000円の増額は、人件費に不足が見込まれることから補正するものです。

1款2項1目賦課徴収費、12節委託料5万1,000円の増額は、国民健康保険税の改正に伴い、国民健康保険税外付けシステムの改修に係る業務委託料の経費等を補正するものです。

2款4項1目出産育児一時金50万円の増額は、出産育児一時金に不足が見込まれることから補正するものです。

8ページを御覧ください。6款1項1目財政調整基金積立金1,729万6,000円の増額は、令和4年度からの繰越金の額が確定したことに伴い、基金に積み立てるものです。

8款1項2目償還金560万7,000円の増額は、令和4年度決算の確定に伴い、県支出金の普通交付金及び特別交付金の返還金を計上するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。5款1項1目一般会計繰入金106万5,000円の増額は、歳出で説明しました一般管理費、賦課徴収費及び出産育児一時金の財源とするものです。

6款1項1目繰越金2,305万1,000円の増額は、令和4年度決算の確定に伴い補正するものです。

8款1項1目出産育児一時金臨時補助金4,000円の増額は、歳出で説明しました出産育児一時金の財源とするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 1点お伺いします。

2款4項1目の出産育児一時金が50万円不足

が見込まれるということですが、これは単価的にというか、仕組み上の何か変更があって増えるということなのか、予想していたよりも事例が増えたということなのか、お伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 予算書の7ページの2款4項1目の出産育児一時金の50万円の増額につきましては、国民健康保険の被保険者の方で出産をされた方が今回おりまして、実際100万のほうの予算を計上しておりましたけれども、既に2件50万ずつ支出しておりますので、さらに今後3月までに転入等出産、現在のところはいらっしゃらないのだけれども、転入等でまず国民健康保険の被保険者の方が出産ということの可能性もありますので、そちらの不足を生じないようにということで今回補正を計上したところです。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第14号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第3、議案第15号 令和5年度

西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第15号
令和5年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,802万7,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。3款1項1目保険料還付金及び還付加算金8万5,000円の増額は、保険料過年度還付金に不足が見込まれることから補正するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。5款2項1目保険料還付金8万5,000円の増額は、歳出で説明しました保険料還付金の財源となるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

（なしの声）

議長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長　異議なしと認め、直ちに表決に入ります。
議案第15号　令和5年度西和賀町後期高齢者

医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長　起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第16号　令和5年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第16号
令和5年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,609万5,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,321万1,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長　健康福祉課長。

健康福祉課長　それでは初めに、保険事業勘定における補正予算の内容について歳出から説明いたします。

7ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費47万円の増額、2項1目賦課徴収費4万4,000円の増額、8ページ、3款2項1目包括的支援事業費25万1,000円の増額は、人事異動

等に伴い人件費を補正するものです。

2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費60万円の増額、6目介護予防住宅改修費40万円の増額、5項1目高額医療合算介護サービス費50万円の増額は、それぞれのサービス給付費等に不足が見込まれることから補正し、7ページ、1項1目居宅介護サービス給付費150万円を減額し、保険給付費内で調整を行うものです。

9ページを御覧ください。7款1項1目保険料還付金及び還付加算金20万円の増額は、過年度還付金に不足が見込まれることから補正し、8ページ、5款1項1目介護給付費準備基金積立金20万円を減額して調整するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。7款1項1目一般会計繰入金76万5,000円の増額は、歳出で説明しました一般管理費、賦課徴収費及び包括的支援事業費の人件費の財源とするものです。

続いて、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたします。16ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費16万9,000円の増額は、人件費に不足が見込まれることから補正するものです。

次に、歳入の説明ですが、15ページを御覧ください。2款1項1目一般会計繰入金5万5,000円の減額、3款1項1目繰越金22万4,000円の増額は、歳出で説明しました一般管理費の財源を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第16号 令和5年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第17号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第17号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,706万5,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費13万4,000円の増額は、給与改定に伴い人件費を調整するものです。

2項2目合併処理浄化槽管理費、10節需用費、修繕料については、町管理浄化槽の修繕料に不足が生じる見込みであることから、37万7,000円を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。6款1項1目一般会計繰入金51万1,000円を増額し、今回の補正予算の財

源に充てるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第17号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第18号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第18号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的支出の医業費用について、給与費及び経費合わせて392万6,000円を減額し、収益的支出の総額を10億3,251万8,000円とし、収益的収入では、医業収益の入院収益と医業外収益の県補助金合わせて同額の392万6,000円を減額し、収益的収入の合計を9億5,963万8,000円とするものです。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。第1条では、令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)は次に定めるところによるとし、第2条において業務の予定量の補正を行っております。

第2条の(2)、年間患者数の入院分でありませんが、9月定例議会で1万220人から9,539人に減数をお願いしたところでしたが、それ以後の実績を再試算し、さらに予定量を下回る見込みであることから、323人減の9,216人とし、併せて(3)、1日平均患者数、入院分についても1人の減とするものです。

また、第3条において収益的収入及び支出の予定額の補正を、第4条では給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改正をそれぞれ行うものです。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。6ページを御覧ください。初めに、収益的支出予算について説明いたします。医業費用の1目給与費639万1,000円の減額は、他会計同様に今年度実施する給与改定と、諸手当などの精査によるものが主なものになりますが、医療技術員については、育児休暇取得中の職員に係る給料、手当等の減額を、また会計年度任用職員については、不足している職種の採用ができなかったことから、給料、手当等の減額を行うものです。

7ページ、3目経費246万5,000円の増額は、10節修繕費、医療機器修繕費として乳房エックス線撮影装置修繕、多項目自動血球分析装置修繕、内視鏡洗浄修繕、超音波診断装置修繕、合わせて179万2,000円を、病院施設修繕費として、定期点検により不具合があった空調機修繕と熱

源機械室圧力計及び空調用ポンプ部品交換、外来処置室フットスイッチ取付け等で67万3,000円を計上するものです。

5 ページを御覧ください。収益的収入予算について説明いたします。1 項医業収益、1 目入院収益については、先ほどご説明いたしましたとおり、これまでの実績を再試算し、現在の予定量を下回る見込みであることから、323人減とし343万円の減額を、また2 項医業外収益、6 目県補助金については、新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業補助金の金額が確定したことから、49万6,000円の減額を行い、総額で392万6,000円を減額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

真嶋実君。

2 番 2 点質問させていただきます。

まず1 点は、第2 条の（2）ですか、収入の関係ですけれども、9 月にも既に一度入院者の算定を引き下げ、この段階で681名ですか、ほど引き下げていると思いますけれども、今回また323人の減ということですが、変更をしなければならぬ要因についてお知らせください。コロナについての制度等は、9 月の段階でもう既に入れたんだものかと思いますが、その上で説明をお願いします。

2 点目は、1 款1 項3 目ですか、経費の中の修繕費です。

議長 真嶋君、ページ数を言ってください。

2 番 ごめんなさい。事前に予定で資料を頂いたものからでしたので、支出の1 款1 項3 目……

（6 ページの声）

2 番 6 ページですね。修繕費は7 ページになりますか。申し訳ありません。修繕費ですけれ

ども、246万5,000円ほど計上されています。今回補正ということで出されているということは、当然当初見込んでいなかったということは分かりますけれども、当初予算には保守、修繕でもととこの程度の予算を見込んでいたのかということと、長期の施設の計画があると思いますけれども、長期の計画からすれば、想定範囲に入るものなのかということをお知らせください。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

初めに、入院の減額というところになりますけれども、当初の入院の計画につきましては、前年度分を比較して予算計上をしておるところでございますが、今年度においても、令和4 年度の部分の人数で試算をしたところでした。9 月議会についても、その見込んだ人数を精査して、大幅に減になるということで減額をお願いしたところですが、さらにそれ以降、今議会までの人数をさらに再試算しましたところ、やはり予定する人数までには到達しないということでしたので、減額をさせていただいております。

要因としましては、人口自然減という部分もあると思われますが、町民の方々の健康になってきたというか、そういう部分も一部あるのかなというところではありますが、大きな要因としてはやはり人口減というところになるかと思われます。

しかしながら、現在北上市県立中部病院さん等とも連携して、当院では地域包括ケア病床という病床を選択しておりますので、リハビリをして自宅に帰っていただくというような関係で町外の方々のご紹介もいただいているところですので、今後さらに連携して増員を目指したいと思っております。

あと、修繕費の関係についてです。修繕費につきましては、やはり医療機器等の部分については毎年定期点検等行っております。日常やっぱり使用するものですので、何が修繕発生する

か、ちょっと予測ができない状況でもあります
が、当初予算ではある程度の定期点検等の費用
等の修繕で、今年度につきましては約900万円
ほど見込んでおりましたところですが。

しかしながら、やはり診察、使用頻度等にも
よりますけれども、ほとんどの機械が病院開設
した当初に入ったものでありますので、約10年
ほど経過したというものがほとんどであります
ので、その部分で徐々に修繕等も必要になって
きているというのが現状でございます。

あと、長期の修繕計画の部分については、医
療機器等の内容は入っておりませんので、大き
な建物の部分の大規模修繕の部分の計画が主な
ものになっております。ですので、医療機器等
の修繕につきましては、このように発生した都
度、補正予算対応でお願いするということにな
ろうかと思っております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 入院については、自分の病院に抱え込ま
ないというのも一つの方策ではあるかと思いま
すが、そのためには、先ほど町民が健康になっ
たのではないかというような言い方してしまし
たけれども、さわうち病院以外がどの程度利用
されているかというのは保険制度の中、病院事
務局の枠には入らないかもしれませんが、
点検できるかと思えます。そういうことを含め
て、町でのトータルでのそういう医療費等踏ま
えた上で、ちょっともう一度見直しが必要では
ないかなと思いますが、ここでは回答は求めま
せんけれども、点検が必要ではないかなと思いま
す。

加えて、次の修繕費のほうですけれども、特
に長期の施設計画の中に医療機器が入っていな
いということですので、医療機器の更新の
計画も入っていないということでしょうか。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えします。

修繕部分の計画につきましては、現在当院で

臨床工学技士が勤務しておりますが、その方が
メインで修繕等の更新等の計画を立てていただ
いているというような状況になります。

ですので、長期の修繕計画策定したものの中
には、詳細、細かい部分については掲載されて
いないものと承知しておりました。

議長 真嶋実君。

2 番 やはり医療機器かなり高額なものがたく
さんあると思いますので、単なる側の建物的な
施設計画ではなく、そういう医療機器について
もきちんとした精査が必要ではないでしょうか。

議長 病院事務長。

病院事務長 院内の中では、情報共有しながら医
療機器の更新、優先順位をつけながら実施して
いるというような状況です。議員ご指摘のよう
に年数経過しておりますので、今後さらに修繕
等が出てくるかと思われますので、その部分
については取りまとめ等しっかりとやっていき
たいなというふうに思います。

議長 高橋宏君。

8 番 私からは、今のと関連した質問なのです
けれども、公営企業会計になって病院経営は健
全化ということが言われて当然だと思います。
そんな中で入院患者減って、申し訳ないとい
うか、そういうことを言わなければいけない経
営上の、事務長もなかなか苦労しているのだろ
うなと思って聞いておりました。

今話が出たように、レスパイト入院、中部さ
んという話がありましたけれども、レスパイト
入院でかなり経営が安定したというのを以前
聞きました。これが減ってしまったのか、中部
さんと提携しているという話だったのですけれ
ども、当然ほかの病院とも提携しているのかと
いう点と、レスパイト入院ということもあるの
ですけれども、包括ケア病床の場合は病院に入
院すれば、相談してということはあると思うの
ですけれども、レスパイト入院についても、あ
る程度そういう状況の患者さん、家庭と連絡取
り合って、こういう制度があるのだよというこ

とが周知されているのか、その点について伺います。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

レスパイト入院につきましては、レスパイト入院というのは入院される方、介護関係で介護者の負担のために一時的に入院をするというようなものになりますので、こちらについては中部病院等との連携はしていない状況です。

レスパイト入院については、令和4年度の実績になりますけれども、令和4年度では10名ほどの利用で、延べ入院日数が168日というのが実績になっております。

ほかの中部病院以外の病院との連携ということですが、当然近隣の中核病院、盛岡中央病院さんであるとか、あとは横手市市立横手病院、平鹿総合病院さん、あとは北上済生会病院さん等、近隣の病院とも連携して入退院の調整はしているという状況になります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第18号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第19号 令和5年度西和賀町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第19号 令和5年度西和賀町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和5年度西和賀町水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによとし、第2条では収益的支出の予定額の補正を定めており、水道事業費用について既決予定額3億9,502万9,000円に356万8,000円を増額し、水道事業費用総額を3億9,859万7,000円にしようとするものです。

第3条では、職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を改めるもので、既決予定額3,603万5,000円に49万8,000円を増額し、職員給与費の総額を3,653万3,000円にしようとするものです。

それでは、収益的支出の補正予定額の内容について説明いたします。6ページを御覧ください。1款1項1目原水及び浄水費、給料23万6,000円、手当6万6,000円及び法定福利費2万円は、会計年度任用職員の給与改定に伴い不足が生じるため増額するものです。備消耗品費は、施設管理作業用消耗品に不足が生じる見込みであることから5万円を増額し、また薬品費は、浄水用薬品に不足が生じることから30万円を増額するものです。2目配水及び給水費、修繕費は、今後の漏水等に係る修繕対応に備え272万円を増額するものです。3目総係費、給料16万5,000円、法定福利費1万1,000円は、1目原水及び浄水費と同様に、会計年度任用職員の給与改定に伴い不足が生じるため増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第19号 令和5年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで資料配付のため暫時休憩します。

午前11時44分 休 憩

午前11時45分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第8、議案第20号 西和賀町温泉会館川尻温泉「ほっとゆだ」の指定管理者の指定について並びに日程第9、議案第21号 西和賀町レストハウスゆのさわの指定管理者の指定については関連がありますので、一括で上程し、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま一括上程になりました議案第20号 西和賀町温泉会館川尻温泉「ほっとゆだ」の指定管理者の指定について及び議案第21号 西和賀町レストハウスゆのさわの指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

西和賀町温泉会館川尻温泉ほっとゆだ及び西和賀町レストハウスゆのさわにつきましては、令和6年3月31日をもって指定管理者としての指定期間が終了することから、西和賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募したところ、株式会社西和賀産業公社1社より申請があったことから、

提出された申請書類及び面接による審査を行った結果、適当と認め、引き続き株式会社西和賀産業公社を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

なお、指定管理者候補者選定に係る手続について総務課長から説明を申し上げます。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、私から指定管理者候補者選定に係る手続について説明いたします。

資料として配付しております(公募用)西和賀町指定管理者候補者選定要領を御覧ください。指定管理者候補者選定に当たりましては、この選定要領に従い作業を進めております。

選定要領の第2で、審査員として副町長、財政主管課長、指定管理者制度の庶務担当課長として総務課長及び指定管理者制度により管理しようとする施設を所管する課等の長となります。また、それ以外の者で町長が委嘱した者として、北上市の清水公認会計事務所の吉田副所長さんに出席をしていただいております。

次に、選定の基準については第3に定めております。1として、施設の設置目的を理解し、町民の平等な利用が確保される内容となっているか、2として、施設の効用が最大限に発揮される内容となっているか、3として、サービスの向上や利用者の増加が見込まれる内容となっているか、4として、管理に係る経費の節減が図られる内容となっているか、5として、事業計画書等に基づき、継続して適正に管理することができる組織体制となっているか、6として、地域経済への貢献が見込まれる計画となっているか、7として、個人情報の保護対策がなされているかとしております。

審査の方法については、第4に定められています。審査は、先ほど説明しました審査基準に基づき、施設ごとに定める指定管理者候補者選定審査評価表に掲げる審査項目について、提出された事業計画書等の内容の審査及び聞き取りによる審査を行い、各審査員が5段階評価により各項目零点から4点までの評価を行うものです。

選定の方法については第5になります。審査の結果から、各審査員の審査点の総合計の最も多い申請者を指定管理者候補者とします。ただし、満点の合計数の100分の50に満たない場合は、候補者とはなりません。また、審査は、施設ごとに審査をしてございます。

なお、(非公募)の審査要領もお配りしておりますが、(公募)との違いは、外部の審査員は置かないことと、審査において聞き取りによる審査を行わないことができる点となっておりますのでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は一括で、討論と表決は議案ごとに行います。

これから質疑を行います。質疑される場合は、議案番号を明示してください。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論及び表決に入りますが、討論及び表決は議案ごとに行います。

初めに、議案第20号 西和賀町温泉会館川尻温泉「ほっとゆだ」の指定管理者の指定については討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第20号 西和賀町温泉会館川尻温泉「ほっとゆだ」の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第21号 西和賀町レストハウスゆのさわの指定管理者の指定については討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第21号 西和賀町レストハウスゆのさわの指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第10、議案第22号 西和賀町焼地台公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、柳沢安雄君は本議事に参与することできません。したがって、除斥の対象となりますので、本案の審議が終了するまで暫時退場をお願いいたします。

(柳沢安雄君退場)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。
内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第22号
西和賀町焼地台公園の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

西和賀町焼地台公園につきましては、令和6年3月31日をもって指定管理者としての指定期間が終了することから、西和賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募したところ、協同組合湯本商店会1組合より申請があったことから、提出された申請書類及び面接による審査を行った結果、適当と認め、引き続き協同組合湯本商店会を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第22号　西和賀町焼地台公園の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長　起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで柳沢安雄君の除斥を解除し、入場を許可します。

(柳沢安雄君入場)

議長　続いて、日程第11、議案第23号　西和賀町湯本屋内温泉プールの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第23号
西和賀町湯本屋内温泉プールの指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

西和賀町湯本屋内温泉プールにつきましては、令和6年3月31日をもって指定管理者としての指定期間が終了することから、西和賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募したところ、西和賀町水泳協会1団体より申請があったことから、提出された申請書類及び面接による審査を行った結果、適当と認め、引き続き西和賀町水泳協会を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第23号　西和賀町湯本屋内温泉プールの指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長　起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第12、議案第24号 西和賀町火葬場「にしわが斎苑」の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第24号 西和賀町火葬場「にしわが斎苑」の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

西和賀町火葬場にしわが斎苑につきましては、令和6年3月31日をもって指定管理者としての指定期間が終了することから、西和賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募したところ、北上ビルメン株式会社1社より申請があったことから、提出された申請書類及び面接による審査を行った結果、適当と認め、引き続き北上ビルメン株式会社を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第24号 西和賀町火葬場「にしわが斎苑」の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第13、議案第25号 西和賀町真昼温泉の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第25号 西和賀町真昼温泉の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

西和賀町真昼温泉につきましては、令和6年3月31日をもって指定管理者としての指定期間が終了することから、西和賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、施設の適正な運営を確保するためには、公募によらない指定管理者の候補者の選定をする必要があると認め、現在の指定管理者から提出された申請書類の審査を行った結果、適当と認められることから、引き続き下の沢集落運営協議会を指定管理者に指定しようとするものです。

なお、指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第25号 西和賀町真昼温泉の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第14、議案第26号 西和賀町健康管理センター「丑の湯」の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、柳沢安雄君は本議事に参与することができません。したがって、除斥の対象となりますので、本案の審議が終了するまで暫時退場をお願いいたします。

(柳沢安雄君退場)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。
内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第26号 西和賀町健康管理センター「丑の湯」の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

西和賀町健康管理センター丑の湯につきましては、令和6年3月31日をもって指定管理者としての指定期間が終了することから、西和賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、施設の適正な運営を確保するためには、公募によらない指定管理者の候補者の選定をする必要があると認め、現在の指定管理者から提出された申請書類の審査を行った結果、適当と認められることから、引き続き湯本温泉協議会を指定管理者に指定しようとするものです。

なお、指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第26号 西和賀町健康管理センター「丑の湯」の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで柳沢安雄君の除斥を解除し、入場を許可します。

(柳沢安雄君入場)

議長 ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後 1時13分 休憩

午後 1時19分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第15、同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町教育委員会の委員の任命に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものであります。

氏名、平藤壽子。生年月日、XXXXXXXXXX、

歳。住所、

平藤さんは、長年学校教員として勤務され、在籍中には旧猿橋小学校教頭や北上市立いわさき小学校校長を歴任され、西和賀町のみならず岩手県の教育の発展に尽力された方です。また、平藤さんには平成23年6月から現在まで西和賀町教育委員会委員として在任していただき、町の教育行政の推進に当たっては、平藤さんのこれまでの教員経験を基に、教育・学術及び文化に至るまで様々な角度から貴重なご意見、ご助言をいただきながら推進してまいりました。

このたび同委員の任期となることから、西和賀町教育委員会委員として引き続き任命しようとするものです。

任期は、令和6年1月1日から令和9年12月31日までです。

ご同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第16、発議第1号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道

的休戦を求める決議を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

普本歌織君。

3番 私から発議第1号を提案させていただきます。

発議第1号、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、普本歌織。賛成者、西和賀町議会議員、高橋宏。

パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由として、イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの大規模衝突により、パレスチナガザ地区において、人命が深刻な危機的状況にさらされるとともに、市街地に甚大な被害をもたらしていることに強く抗議し、即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議をしようとするものであります。

決議文を読み上げ、提案とさせていただきます。

パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議。

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスによる大規模衝突は、一時戦闘を休止したものの、再びガザ地区への激しい攻撃が行われている。子どもたちを含め、多数の民間人に犠牲者が生じ、人命が深刻な危機的状況に直面しているとともに、市街地に甚大な被害をもたらしている。

国連総会は10月27日、イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの大規模衝突をめぐり、「人道的休戦」を求める決議を121か国の賛成で採択した。

西和賀町議会は、生命行政を標榜する町として、日本政府をはじめ国際社会に対して、またこの紛争に関わる全ての当事者に対し、次のことを強く求め訴える。

1、即時かつ持続的な人道的休戦及び人質の即時解放

2、国際法、国際人道法の遵守

3、人道的被害の抑制、人道支援物資の供給を通じた人道状況の改善

以上、決議する。

令和5年12月15日、岩手県西和賀町議会。

以上であります。

ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

提案者は、提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

提案者は、自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第1号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議を採決します。

本案を原案のとおり決議することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり決議することに決定しました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第6回西和賀町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後 1時27分 閉 会